

船舶事故等調査報告書

平成26年7月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013横第136号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年9月5日 15時25分ごろ
発生場所	三重県尾鷲市三木埼南東方沖 三木埼灯台から真方位132° 9.0海里（M）付近 （概位 北緯33° 52.3′ 東経136° 24.3′）
事故等調査の経過	平成25年9月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A コンテナ船 ^{エステイェックス トーキョー} STX TOKYO（大韓民国籍）、8,306トン 9133874（IMO番号）、STX PAN OCEAN CO LTD. B 貨物船 ^{にっこう} 日光丸、199トン 136122、不二海運株式会社
乗組員等に関する情報	A 二等航海士A（大韓民国籍）、免状不詳 B 二等航海士B、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	A 右舷船首部に擦過傷 B 端艇甲板の船尾端マストが倒壊、端艇甲板より上部の構造物が圧壊等
事故等の経過	A船は、船長A及び二等航海士Aほか16人が乗り組み、三木埼南東方沖を約233°（真方位、以下同じ。）の針路及び約14.9ノット（kn）の速力で南西進中、当直中の二等航海士Aが、船首方にB船を視認したものの、その後、B船に対する見張りを行わず、B船に接近し、平成25年9月5日15時25分ごろ、三木埼灯台から132° 9.0M付近において、A船の右舷船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。 B船は、船長B及び二等航海士Bほか3人が乗り組み、鋼製厚板約788tを積載し、三木埼南東方沖を約229°の針路及び約9.0knの速力で南西進中、二等航海士Bが、左舷船尾方にA船を視認したものの、A船がB船を認識しているものと思ひ、その後、A船に対する見張りを行わず、左舷船尾至近に接近したA船に気付き、汽笛を鳴らし、手動操舵に切り換えて右舵を取ったが、B船とA船とが衝突した。 A船及びB船は、海上保安部の指示で三重県尾鷲湾に錨泊した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視程 約6M 海象：海上 平穏

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A 不詳、B なし A 不詳、B なし</p> <p>A 船は、三木埼南東方沖で南西進中、二等航海士 A が船首方に視認した B 船に対する見張りを行っていなかったことから、B 船に接近して B 船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B 船は、三木埼南東方沖で南西進中、二等航海士 B が、左舷船尾方に A 船を視認し、A 船が B 船を認識しているものと思込み、A 船に対する見張りを行っていなかったことから、接近した A 船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、三木埼南東方沖において、A 船及び B 船が南西進中、二等航海士 A が船首方に視認した B 船に対する見張りを行っておらず、また、二等航海士 B が左舷船尾方に視認した A 船に対する見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>